

---

# 支部規約

---



# 支部規約改正の経緯

昭和57年4月24日

昭和57年度支部設立総会における支部規約の承認

1. 支部規約第10章第20条第2項の削除（支部地区理事は地区長の中より推薦する）

昭和58年4月26日

1. 支部規約第12章総会 第26条 総会成立要件の改正
2. 支部規約第14章支部役員 第30条 役員構成に保助看職能理事を加えることの改正
3. 支部規約第15章支部職能委員会 第35条 職能委員数の改正

昭和60年4月26日

1. 第1章設立 第1条 社団法人 日本看護協会とする
2. 第2章名称 第2条 社団法人 日本看護協会千葉県支部とする
3. 第14章支部役員会 第30条 支部役員会の開催について改正
4. 第17章地区支部及びブロック 第44条 地区理事推薦について改正
5. 第19章支部規約の変更 第47条 支部規約の変更は本協会理事会の議を経ることとする
6. 第20章雑則 第48条 支部長が定めるとあるを支部理事会の議を経て別に定めると改正する

昭和61年5月30日（通常総会）

1. 第17章地区支部及びブロック 第44条 ブロック数の改正（5ブロックを6ブロックとする）

昭和63年4月27日（通常総会）

1. 第10章選挙第20条 役員の大改選年について改正（役員を偶数年と奇数年に分けて改選する）

西暦 偶数年次

支部長  
第2副支部長  
会計係  
保職能理事  
第2ブロック  
第4ブロック  
第6ブロック  
全区理事

西暦 奇数年次

第1副支部長  
書記長  
助職能理事  
看職能理事  
第1ブロック  
第3ブロック  
第5ブロック

# 日本看護協会 千葉県支部規約

## 第一章 設 立

第 一 条 本支部は社団法人日本看護協会定款（以下「定款」という）第二十六条第一項にもとづき設置する。

## 第二章 名 称

第 二 条 本支部は社団法人日本看護協会千葉県支部という。

## 第三章 目 的

第 三 条 本支部は定款第二条の目的にそって千葉県支部に属する日本看護協会会員である保健婦、助産婦、看護婦（士）、准看護婦（士）の福祉を図るとともに職業倫理の向上、看護に関する専門的教育及び学術の研究につとめ、もって県民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

## 第四章 事 務 所

第 四 条 本支部は事務所を千葉県千葉市千葉港四番三号 千葉県社会福祉センター内におく。

## 第五章 資 産 と 会 計

第 五 条 本支部の経費は会費及び寄付に係る金品、その他の収入による。

第 六 条 本支部会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。

## 第六章 会 員

第 七 条 正会員は定款第五章にもとづく日本看護協会会員で千葉県の区域内に住所を有し、又は勤務するものとする。

第 八 条 日本看護協会定款、細則（以下細則という）第三条により正会員として登録されたその日から支部会員となり支部会員名簿に記入しなければならない。

第 九 条 細則第四条及び第五条により退会又は除名された正会員は登録を抹消されたその日から支部会員の名簿から抹消しなければならない。

第 十 条 会員の所属支部変更については細則第六条及び第七条によるものとする。

第 十 一 条 支部長は支部に属する会員を定款第六条第四項の名誉会員に推せんしようとする時は、本協会名誉会員推せん規定にもとづき支部理事会の議を経て会長に推せんする。

第十二条 正会員であつて次の各項の一つに該当するものは支部理事会の議を経て日本看護協会長に届け出なければならない。但し本人は支部理事会に出席して弁明することができる。

- 一、本会の規則に違反もしくは秩序を乱したもの。
  - 二、本会の体面を汚すような行為のあつたもの。
- 2 前項によって除名された者で理事会の議決により解除されたものが本支部に所属するときは、本人の意志により再び会員にすることができる。

## 第七章 会 費

第十三条 正会員の会費は本協会費を含む一ケ年 4,000円とし、そのうち 1,500円を支部会費とする。

- 2 支部会費の額は支部総会において定める。

第十四条 会費は1月31日までに本支部へ翌年度分を前納しなければならない。但し新入会員の会費納入期日はこの限りでない。

第十五条 一旦納付した会費は事由の如何を問わず返還しない。

## 第八章 事 業

第十六条 本支部の事業は細則第七十三条に基づいて行う。

## 第九章 支 部 役 員

第十七条 本支部に次の役員をおく。

- |          |    |        |    |
|----------|----|--------|----|
| 一、支部長    | 一人 | 五、会計係  | 一人 |
| 二、第一副支部長 | 一人 | 六、支部理事 | 九人 |
| 三、第二副支部長 | 一人 | 七、支部監事 | 二人 |
| 四、書記長    | 一人 |        |    |

- 2 支部役員は正会員の中から支部総会において選出する。
- 3 第一項第一号から第五号までの支部役員は支部理事とする。
- 4 第一項第六号の支部理事は支部保健婦職能理事、支部助産婦職能理事、支部看護婦(士)職能理事の三人の支部地区理事五人、支部全区理事一人とする。
- 5 支部地区理事は各ブロックより一人とし、計五人とする。
- 6 支部全区理事一人は准看護婦(士)とする。

第十八条 支部役員に関する規定は細則第四編第二章による。但し第七十四条第六項ならびに第八項にある支部審議員会は支部理事会とする。

- 2 支部長は支部会務の執行について年一回以上会長に報告する。

## 第十章 選 挙

- 第十九条 支部役員、支部推せん委員及び支部職能委員の候補者は、支部推せん委員会が支部正会員の中から推せんし支部総会において出席正会員が選挙する。
- 2 候補者の推せんは、同一職について定数以上を推せんしなければならない。
  - 3 支部役員、支部推せん委員及び支部職能委員に立候補しようとするものは、正会員五名以上の推せんを受けて支部長に支部総会二ヶ月前に届け出なければならない。
  - 4 支部長は支部役員、支部推せん委員及び支部職能委員候補の被推せん者名簿と立候補者名を支部総会一ヶ月前に会員に発表しなければならない。
- 第二十条 支部役員の改選は支部長、第二副支部長、会計係及び支部地区理事二名（第二及び第四ブロック）、支部保健婦職能理事、全区理事、支部監事一人を偶数年次（西暦）に、第一副支部長、書記長、支部地区理事三名（第一、第三及び第五ブロック）支部助産婦職能理事、支部看護婦（士）職能理事、支部監事一人を奇数年数（西暦）に開催される支部通常総会において改選する。
- 第二十一条 支部職能委員は半数を偶数年次（西暦）に、残り半数を奇数年次（西暦）に改選する。  
但し再選は妨げない。
- 第二十二条 支部総会における選挙の運営については細則第十四条および第十七条より第二十一条までの条項を準用する。
- 第二十三条 その他選挙に関する事項は本協会選挙規定に準ずる。

## 第十一章 代 議 員

- 第二十四条 代議員は支部総会において支部の正会員が選出する。
- 2 代議員は欠員補充を考慮し、投票数の多い順に順位を付しておく。
  - 3 代議員候補者は支部長外支部役員十五名を含み正会員の中から推せん委員会が推せんする。
  - 4 当分の間代議員のうち四人の保健婦、助産婦、看護婦（士）、准看護婦（士）より各一人を選出する。これを超える代議員の選出については職種を問わない。
- 第二十五条 支部長は代議員の名簿を作成し通常総会四十五日前までに会長に送付しなければならない。

## 第十二章 支 部 総 会

- 第二十六条 支部総会は細則第四編第三章の規定により行う。
- 2 支部総会の招集及び会議の目的たる事項、日時、場所は少なくとも30日前に文書をもって会員に通知する。

- 3 支部総会は支部正会員の十五分の一以上の出席をもって成立する。
- 4 定款に充たない場合は出席正会員過半数の賛同によって成立することができる。
- 5 総会の議決事項は議事録に記載し議長及び出席会員代表2人以上が署名捺印する。

### 第十三章 支部理事会

第二十七条 支部理事会は次の各号に掲げる事項について協議決定する。

- 一、支部規約案の作成
- 二、支部総会開催日時及び場所に関する事項
- 三、支部会務の処理に関する事項
- 四、支部通常総会に提出する事項並びに報告する事項
- 五、支部資産をあずける金融機関の選定に関する事項
- 六、支部長の委嘱する委員の承認に関する事項
- 七、必要ある場合の特別委員会の設置に関する事項

第二十八条 支部理事会は支部理事をもって組織し支部総会執行に関し必要な事項を決議する。

- 2 支部理事会は支部理事総数の三分の二以上が出席し、且つその中に支部長、副支部長、書記長及び会計係のうち三分の二以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 支部監事は支部理事会に出席し意見をのべることができる。  
但し表決に加わらない。

第二十九条 支部理事会の議事事項は議事録に記載する。

### 第十四章 支部役員会

第三十条 支部役員会は支部長、第一副支部長、第二副支部長、書記長、会計係、保健婦職能理事、助産婦職能理事、看護婦職能理事を以って構成する。

第三十一条 支部役員会は支部長が招集し支部長がその議長となる。

- 2 支部役員会は支部理事会が委任する事項を処理する。
- 3 議決の事項は議事録に記載し議長が署名捺印し理事に報告する。

第三十二条 支部監事は支部役員会に出席し意見をのべることができる。  
但し表決には加わらない。

第三十三条 支部役員会は必要に応じて開催する。

## 第十五章 支部職能委員会

- 第三十四条 本支部に次の支部職能委員会をおく。
- 一、支部保健婦職能委員会
  - 二、支部助産婦職能委員会
  - 三、支部看護婦（士）職能委員会
- 第三十五条 支部職能委員会はそれぞれ委員長及び委員をもって構成する。但し、支部保健婦職能委員会は6人、支部助産婦職能委員会は6人、支部看護婦（士）職能委員会は8人としそのうち二人以上を准看護婦（士）とする。
- 2 支部職能委員会はそれぞれ職能上の問題を審議し支部長に助言する。
- 第三十六条 支部職能委員会は委員長が招集しその議長となる。
- 第三十七条 支部職能委員会は定例会議を行う。
- 第三十八条 支部職能委員会は年一回支部長の承認を得て支部職能別集会を開催することができる。
- 2 委員長は支部職能別集会の長となり委員はこの会の運営にあたる。
- 第三十九条 支部職能委員会は必要に応じ支部長の承認を得て小委員会を設けることができる。
- 第四十条 委員の任期は選挙された総会の終了より二年とする。

## 第十六章 支部委員会

- 第四十一条 本支部に次の支部常任委員会をおく。
- 一、支部社会経済福祉委員会
  - 二、支部教育委員会
  - 三、支部財政委員会
  - 四、支部広報出版委員会
  - 五、支部業務委員会
  - 六、支部準備委員会
  - 七、支部推せん委員会
  - 八、支部会員委員会
  - 九、支部規約委員会
  - 十、支部准看護婦（士）委員会
- 2 前項の各号に掲げる委員会のほかに、支部長が必要と認めるときは支部特別委員会を置くことができる。
- 3 支部委員会及び支部特別委員会はそれぞれ専門事項に関する調査、企画、及び支部長の諮問事項を審議する。
- 第四十二条 支部常任常任委員会は支部委員会規定に示す委員数により構成し委員長は互選する。  
但し特別委員会は理事会の示す委員数に構成する。
- 第四十三条 支部常任委員の任期は二年とする。委員のうち半数は偶数年次（西暦）に、残り半数は奇数年次（西暦）に交替し、再任できる。但し推せん委員は選挙された支部通常総会終了後から翌年の支部通常総会終了の日までとする。



## 第十七章 地区支部及びブロック

第四十四条 本支部に次の13地区支部をおき、運営の円滑を図るため5ブロックに区分する。

- 2 地区支部が支部地区理事を推せんする時はブロック単位に推せんする。
- 3 地区支部の運営については支部理事会において定める。
- 4 地区支部長は地区支部会員の推せんによる。

第四十五条 各地区の管轄地域は次の通りとする。

一、千葉第一地区	千葉市内東金バイパス線より北部地域
二、千葉第二地区	千葉市内東金バイパス線より南部地域
三、市原地区	市原市
四、船橋地区	船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市
五、市川地区	市川市、浦安市
六、松戸地区	松戸市
七、東葛地区	柏市、流山市、我孫子市、野田市、沼南町、関宿町
八、印旛地区	佐倉市、成田市、四街道市、八街市、栄町、酒々井町、 印西町、白井町、印旗村、富里村、本埜村
九、利根地区	佐原市、八日市場市、銚子市、旭市、飯岡町、海上町、 小見川町、栗源町、神崎町、下総町、大栄町、東庄町、 千潟町、山田町、多古町、野栄町、光町
十、山武地区	東金市、九十九里町、山武町、芝山町、蓮沼村、松尾町、 大網白里町、成東町、横芝町
十一、長夷地区	茂原市、勝浦市、一宮町、白子町、長生村、長南町、長柄町、 睦沢村、夷隅町、大原町、御宿町、大多喜町、岬町
十二、君津地区	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦町
十三、安房地区	館山市、鴨川市、白浜町、千倉町、富浦町、三芳村、和田町、 天津小湊町、鋸南町、富山町、丸山町

第一ブロック	千葉第一地区支部、千葉第二地区支部、市原地区支部
第二ブロック	船橋地区支部、市川地区支部、松戸地区支部、東葛地区支部
第三ブロック	印旛地区支部、利根地区支部
第四ブロック	山武地区支部、長夷地区支部
第五ブロック	君津地区支部、安房地区支部



---

# 支部協議会

---

## 支 部 協 議 会 記 録

年度・回数	議 題	協 議 内 容
昭和55年度 第1回 5月1日	1. 県委託事業について  2. 地区別会員教育推進検討会の担当について  3. 協議会長の交代について 4. 法人の設立について	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 教育事業委託費について 委託金 100万円を保助看3支部と日本助産婦会千葉県支部の4支部に配分するので各支部は計画書を提出することになった。</li> <li>• 看護大会は11月頃開催の予定である。 表彰候補者及び会の盛上げ方について検討</li> <li>• 日本看護協会事業の一端として会員教育推進検討会を担当することになった。 開催日程 9月18、19、20の3日間 会 場 千葉県社会福祉センター 宿 泊 ちば共済会館の予定</li> <li>• もう1年看護婦部会が担当することになる</li> <li>• 県の意向は賛成である。</li> <li>• 組織の1本化とは別であること</li> <li>• 他県法人の資料収集に協力する</li> </ul>
第2回 6月6日	1. 地区別会員教育推進検討会の打合せについて  2. 新組織の発足年について  3. 組織改正と会費の統一について  4. 支部規約の改正について  5. 支部役員の構成について	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 打合せ会日程 6月17日 PM2時</li> <li>• 会場 社会福祉センター3F</li> <li>• 当日各部会よりの出席者の確認をする。</li> <li>• 新組織の開始年度について協議する。</li> <li>• 56年度本協会総会の終了後にしたい</li> <li>• 午前は各部会総会とし午後支部設立総会とする案が出されたが未決定</li> <li>• 3部会の支部会費を同様にして新組織に移行することを承認する。 支部会費は 2,500円と決定する。</li> <li>• 本協会の定款細則に基づいて執行部が案を作成する。</li> <li>• 細則については規約委員会を設置して作成に当る。 委員は、保助看各2名、6名とする。</li> <li>• 規約作成後に検討することとする。</li> </ul>

年度・回数	議 題	協 議 内 容
	<p>6. 地区の運営について</p> <p>7. 事務部及び財産について</p> <p>8. 社団法人の設立について 秋までに定款を作成し県に提出することに意見が一致する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 保助看各支部の区分のあり方が異なるので会員の分布状況も考慮して次回まで保留する。</li> <li>• 組織統合後現看護婦部会の事務所に同居できるか。又は別にするかなど意見交換をする。</li> <li>• 財産は看護婦部会が少々保有するのみで他の支部にはない。</li> <li>• 法人格を取得する理由についてあげる             <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 地域において認められた集団となること</li> <li>2) 地域に密着した看護活動を行うこと</li> <li>3) 看護会館の建設には法人格が必要であること。</li> </ol> </li> </ul>
<p>第3回 8月22日</p>	<p>1. 第 回千葉県看護大会の開催について</p> <p>2. 地区別会員教育推進検討会について</p> <p>3. 新支部の規約について</p> <p>4. 地区支部について</p> <p>5. 会員に対する支部の動向の周知について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 日程 11月とする意見多し</li> <li>• 催し内容の概略について検討した。</li> <li>• 日程は先に計画したとおり実施する（9月）</li> <li>• 検討会担当の主旨について説明し協力を依頼する。</li> <li>• プログラム懇親会、役割分担について検討する。</li> <li>• 本協会の動向をみながら進めているが新支部への移行は1年おくても充分準備をした方がよいとの意見あり</li> <li>• 12地区における会員の分布状況表により検討し、三部会の承認を得た。</li> <li>• 新支部への移行、社団法人の設立等について。地区の区分、支部会費等について会員に対する周知方法について検討する。</li> <li>• 保健婦部会支部は地区支部長会で伝達する。</li> <li>• 看護婦部会支部は臨時総会を開催する予定等の意見が出された。</li> </ul>
<p>第4回 10月16日</p>	<p>1. 会員教育推進検討会終了</p> <p>2. ナースバンク事業について</p> <p>3. 本協会の組織改正について</p> <p>4. 支部新組織設立について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業報告と会計報告を行い尚反省事項もあった。</li> <li>• 国から補助金の打切りを通告して来たが必要あれば陳情する。</li> <li>• 定款は総会第1日目に提出し第3日目を設立総会とする予定である。</li> <li>• 午前中に各部会の終結総会を開催し午後を支部設立総会とすることに賛成意見多し</li> </ul>

年度・回数	議 題	協 議 内 容
	5. 千葉県看護大会の開催について  6. 本協会役員の推薦について	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 日程56年 1月23日</li> <li>会場 千葉市民会館</li> <li>開催内容としてキャンドルサービス、映画、講演等について検討する。</li> <li>• 会長には引き続き大森文子氏を推薦する。</li> </ul>
第5回 12月19日	1. 千葉県看護大会の運営について  2. 地区別看護研修会の担当について  3. 支部新組織移行に関する各 部会支部総会議決事項 1. 支部規約の承認 2. 支部会費の統一と納入 3. 地区支部区分の承認 4. 社団法人設立に関する承認  4. 新支部規約の作成について (1泊2日 会場 ふる里村)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• プログラムに従って運営の細部について協議を行う</li> <li>• 講演テーマ「女性の自立と社会参加」 講師 総理府大臣官房 田中キミ子先生</li> <li>• 事前準備 当日の役割分担の確認を行う。</li> <li>• 保助看いづれも参加できると考えて成人看護研修会を担当することになった。</li> <li>• 新組織に移行するために各部会の支部総会で議決しておかなければならない事項について協議する。</li> <li>• 支部規約作成を急ぎ会員に事前に配布する</li> <li>• 支部会費は 2,500円とする。</li> <li>• 13地区支部とする。</li> <li>• 社団法人設立の承認</li> <li>以上4点について議決することを申合せ</li> <li>• 支部総会前に配布するために協議会役員は合宿して作成にあたることになった。</li> </ul>
第6回 56年 2月20日 2月21日	1. 第7回千葉県看護大会の総括と反省  2. 社団法人申請時期と会費について  3. 新支部規約の審議 (15:00より) (於 長柄ふるさと村)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 大会内容、運営、進行、会計等の報告及び反省事項について意見交換する。</li> <li>• 支部設立総会終了後5月に申請する。</li> <li>• 新しく会を設立するので会費が必要であることの認識を会員に理解してもらうこと</li> <li>• 新規約について再審議を行う</li> <li>• 夕食後審議再開21時まで行う</li> <li>• 朝食後正午まで審議を行い完了した。</li> </ul>
第7回 3月18日	1. 支部規約案の修正について	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 名誉会員、支部全区理事、議事事項の順番</li> <li>• 常任委員会の追加(社経、広報出版)</li> <li>• ブロックのうたい方と2項の追加について</li> </ul>

年度・回数	議 題	協 議 内 容									
	2. 支部組織案の修正について  3. 県内の地区割りについて  4. 支部会費について	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 第1条に規約第28条によりを入れる。</li> <li>• 第6条 住所の変更</li> <li>• 第7条 会員登録の記載と抹消について</li> <li>• 第12条 3項4項の追加（支部理事地区長）</li> <li>• 第15条 2項を追加以下順位をさげる</li> <li>• 第24条 2項、3項を追加する。</li> <li>• 第37条 会員の意見を吸い上げる場とする。</li> <li>• 第55条 元帳と原簿との表現を明確にする</li> <li>• 別表のとおり 12地区に区分することについて3部会支部の合意を達した。</li> <li>• 看護婦部会案は 2,500円であるが保助部会では検討するので保留となる。</li> </ul>									
昭和56年度 第1回 5月9日	1. 第8回看護大会の開催について 2. 協議会の定例開催について 3. 支部協議会の運営費について 4. 支部規約の印刷費について 5. 法人設立手続きについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 大会内容、プログラム、運営、役割分担について検討する。</li> <li>• 土曜日の午後業務に支障のない時間とする。</li> <li>• 前年度繰越金、本協会の助成金等を合わせ不足分を3部会支部が負担することになった。 保4万円 助2万円 看10万円</li> <li>• 新支部規約を会員に配布するための印刷費の分担をきめる  <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">保健婦部会 500部×80</td> <td style="padding-right: 20px;">40,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>助産婦部会 200部×80</td> <td>16,000</td> <td style="text-align: right;">計12万円</td> </tr> <tr> <td>看護婦部会 800部×80</td> <td>64,000</td> <td></td> </tr> </table> </li> <li>• 現在の役員は理事になっていただきたいので履歴書、住民票、印鑑証明が必要である。</li> </ul>	保健婦部会 500部×80	40,000		助産婦部会 200部×80	16,000	計12万円	看護婦部会 800部×80	64,000	
保健婦部会 500部×80	40,000										
助産婦部会 200部×80	16,000	計12万円									
看護婦部会 800部×80	64,000										
第2回 6月13日	1. 第8回看護大会について 2. 支部規約について 3. 各部会の支部費について	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 再度細部について打合せが行われた。</li> <li>• 組織改正に伴う各県支部の規約がバラバラであるため本協会が考慮中であるとのこと当千葉県支部規約の承認はおくれる模様</li> <li>• 3月31日の会計を閉じても支部設立総会は4日末日となるのでその間の運営費について各部会は考慮しておくこと。</li> </ul>									

年度・回数	議 題	協 議 内 容
第3回 7月11日	1. 新組織における役員の選出について  2. 本協会の定款及び細則が配付された	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 支部役員を下記のように検討した。</li> <li style="margin-left: 20px;">支 部 長    赤井 つる</li> <li style="margin-left: 20px;">審 議 員    實川 美奈</li> <li style="margin-left: 20px;">職能理事   保 實川 美奈</li> <li style="margin-left: 20px;">助 手        板倉千栄子</li> <li style="margin-left: 20px;">看 守        赤井 つる</li> </ul>
第4回 8月7日	1. 第8回千葉県看護大会の反省について  2. 支部規約の取あつかいについて  3. 銀行口座の設置について  4. 地区支部について	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 反省点は多々あり次回の参考とする。</li> <li>• 各部会支部総会において新支部規約は一部、保留等があるものの承認されているがその後の経過について周知が必要である。</li> <li>• 支部会費等の振込のため千葉県支部名による銀行口座を設けた。 千葉銀行本店 普通預金口座 代表 赤井 つる</li> <li>• 松戸地区の会員数が多いので東葛地区より分離したいとの申入れがあった。</li> </ul>
第5回 9月11日	1. 地域住民サービス経験交流会の報告について  2. 日本看護協会の調査に協力  3. 関東甲信越地区成人看護研修会の開催について  4. 社団法人設立について  5. 支部規約について	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本協会において全国支部の住民との交流状況が報告された。当支部としても住民対象のサービス方法について考える必要がある。</li> <li>• 全国市町村ねたきり老人訪問看護実施状況の調査が行われる。 県内で、市町村老人保健総合対策開発事業の中で訪問看護事業の予算を計上しているところもある。</li> <li>• 日程 56年10月26日～30日まで</li> <li>• 会場 千葉県経営者会館 6F</li> <li>• 事前に打合せをもち役割分担をする。 打合せ会は10月上旬の予定</li> <li>• 公益団体としてもつと公益的な事業を考える必要がある。</li> <li>• 本協会の案と当支部作成の規約とを照合して相違点について検討することになった。</li> </ul>



年度・回数	議 題	協 議 内 容
第 6 回 10月16日	1. 支部設立総会の開催について  2. 常任委員会委員数について  3. 特別委員会の設置について  4. 支部規約について  5. 支部助成金について  6. 社団法人の申請について	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 日程 昭和57年 4月24日(土)</li> <li>• 会場 千葉県医療センター 1階ホール</li> <li>• 総会要綱の印刷をする。</li> <li>• 上記日程により各部会総会を午前に行い、午後設立総会を開催する。 時間配分は更に検討の要あり</li> <li>• 別紙資料どおり決定する。下記特別委員会を新設する。</li> <li>• ILO看護職員条約担当委員会</li> <li>• 学生生徒部委員会</li> <li>• 次回までに下記について意見をもちよる 第16章 第41条 第42条 第43条</li> <li>• 3部会の実施した研修会をまとめて本部に申請するので11月15日までに提出する。</li> <li>• 申請に必要な文書を7月に県に提出してあったが今回大まかな注意点が示された。 1. ナースバンクの他にも公益的事業を計画すること 2. 事業と予算は57年度58年度の2年分を準備すること</li> </ul>
第 7 回 11月 9 日	1. 支部の内規について  2. 57年度会費の納入について          3. 各職能のもつ問題点について	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 各部会でもちかえり検討し次回までに持ちよることをする。</li> <li>• 57年度会費の納入時期に先だち納入方法を定め会員に通知する。</li> <li>• 会費は支部名義の口座に振込むこと</li> <li>• 協議会より各施設に入会申込書及び振替用紙を発送することとする。</li> <li>• 各部会は支部だよりに納入方法を掲載して周知を図る</li> <li>• 保健婦 国庫補助金の打切りに反対</li> <li>• 助産婦 妊婦外来保健指導料等の新設</li> <li>• 看護婦 基準看護不合理的の是正</li> </ul>

年度・回数	議 題	協 議 内 容
第 8 回 12月11日	1. 支部規約の一部修正について 2. 支部内規について 3. 支部規程案について 4. 社団法人の公益事業について 5. 社団法人の会費について 6. 社団法人の役員について	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 第26条の2項をおこすこと</li> <li>• 第44条の一部及び第3項の修正</li> <li>• 第1章より第7章までの28条について協議し決定する。</li> <li>• 旅費規程 職員給与規程 職員服務規程について検討し決定する</li> <li>• 下記6事業とすることを決定する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>1) ナースバンクの事業</li> <li>2) 無料職業紹介事業</li> <li>3) 高校生進路相談事業</li> <li>4) 看護電話相談事業</li> <li>5) 家庭看護講習会</li> <li>6) 会員資質の向上を図る教育事業</li> </ol> </li> <li>• 本協会費、支部会費、連盟会費等と合せて、全部で10,000円までの案あるも保留</li> <li>• 会長 赤井つる</li> <li>• 副会長 實川美奈 板倉千栄子</li> <li>• 理事 その他の役員は理事となる。 以上が推薦された。</li> </ul>
第 9 回 1月8日	1. 地区支部に関する規約の修正について 2. 支部規約の配付について 3. 支部規程の追加について 4. 社団法人の役員に関する再検討 5. 社団法人設立総会の日程について 6. 昭和57年度日本看護協会長表彰候補者の推薦について	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ブロックと地区支部に関すること</li> <li>• 推薦母体を位置づけること</li> <li>• 設立総会1ヶ月前に会員に周知する。</li> <li>• 委員会規程、会計規程、庶務規程を追加し必要に応じて理事会の承認を得て作成する。</li> <li>• 看護職以外の知名人を会長にして保助看より別会長を出してはとの意見があった。</li> <li>• 6月5日(土)の案あるも保留となる。</li> <li>• 保助看各1名の枠があるので各部会から推薦すること</li> </ul>

年度・回数	議 題	協 議 内 容
第10回 1月29日	1. 地区支部長の推薦について 2. 代議員の選出について 3. 支部設立総会の開催について	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現地区支部長の意見を尊重してきめる予定</li> <li>• 57年度代議員は各部会で決定しているので58年度議員の選出について検討する。</li> <li>• 日程 57年4月24日(土)</li> <li>• 会場 千葉県医療センター</li> <li>• プログラムと運営について</li> <li>• 提出議題及び総会要綱の作成について</li> <li>• 役割分担について検討する。</li> </ul>
第11回 2月24日	1. 支部予算案について 2. 職員の人事について 3. 地区支部長と地区理事の兼任について 4. 代議員旅費と宿泊費について 5. ILO看護職員条約委員会の設置について	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 一般会計の款項目について調整する。</li> <li>• 会議費の中に職能委員会費を組む</li> <li>• 看護婦部会支部の職員を4月1日付で支部職員に切かえる。</li> <li>• 地区支部長と地区理事の兼任を定めて人選を行った</li> <li>• 50K以上の場合急行料金を認める</li> <li>• 領収書により宿泊費を支給する。</li> <li>• 支部において特別委員会として設置することとなり各部会より2名とし6名で構成する。</li> </ul>
第12回 3月24日	1. 57年度千葉県支部事業計画案について 2. 57年度千葉県支部予算案について 3. 総会要綱の作成について 4. 総会当日の役割について 5. 昭和56年度収益事業税について 6. 厚生大臣表彰候補について	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 別紙計画案について検討し了解を得たので総会要綱に掲載することとする。</li> <li>• 前回の調整案を整理して再度検討する</li> <li>• 退職引当金の項をおこす</li> <li>• プログラム、報告事項、提出事項 支部組織機構図等要綱の内容について検討</li> <li>• 役割分担表により確認する</li> <li>• 当日の旅費は各部会支部が負担すること</li> <li>• 各部会支部の責任で納付すること</li> <li>• 保1、助1、看2、日助1として推薦する。 保 越川はる 助 加瀬くら 看 赤井つる 看 浅野花子</li> </ul>

## 編 集 後 記

日本看護協会千葉県支部と千葉県看護協会が、昭和57年に設立されて、11年もの間二本建て運営を余儀なくされた時代であるその足跡を辿りながら、様々な感慨をもって編集作業をしてきました。直接、運営にあられた方々のご苦労のほどが多く資料の中からも察しられます。

今回委員を受けて、「足跡」を残すということがいかに大切で、また、想像以上に容易ではないこと、特に歴史的経過を追っての編集では、「時」を正確に示すことがいかに重要であるかなど、学ぶべきことが多々ありました。

只一行の記録を書くときでも、確信をもって記載するために、数冊の資料を持ち出し、日時、内容、前後の繋がりを確認しなければなりませんでした。

半世紀近くの歳月親しみ育てられた支部との別れに、委員一同寂しさを感じながらの編集作業を行いました。

この度、紙数の都合で皆様の活動記録の一部の割愛等、すべてを網羅することはできませんでしたが、皆様の今後の協会活動に資することができれば幸に思います。

編集委員 赤井つる  
大野律子  
佐伯幸子  
高木きく  
湊久代

発行日 平成6年3月

発行者 社団法人 千葉県看護協会  
会 長 澁谷 禎子  
千葉県美浜区新港249-4 TEL 043 (245) 1744

印刷 (株) さ か き TEL 043 (252) 1600

非 売 品